

新潟市立明鏡高等学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法第13条」及び「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめ防止等のための対策を推進し、いじめを見逃さない学校づくりを進めるため、新潟市立明鏡高等学校いじめ防止基本方針を定める。

【新潟市の基本理念】

いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒がお互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役目を自覚して、いじめのない社会実現に向けて取り組む。

1 組織的な対応に向けて

(1) いじめ対策委員会

① いじめ問題の未然防止・早期発見のための「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会」《定期開催：運営委員会》を組織する

ア 委員

校長、教頭、教務主任、年次主任、生徒指導主事、進路指導主事、夜間部代表

イ 実施する取組

(ア) 未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・全体指導計画の実施状況の把握と改善
- ・いじめに関する意識調査
- ・集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- ・校内研修会の企画・立案
- ・要配慮生徒への支援方法決定など

(イ) 早期発見対策

- ・いじめの状況を把握するためのアンケートを年間3回実施、アンケートについては実施した日に複数の職員により確認し、結果の分析共有を行う。

＊アンケート等の保管

- ①アンケートの原本・卒業するまで保存。
- ②調査結果資料・卒業後5年
- ③いじめ事案への対応のために収集・整理した情報・必要な期間
- ・情報交換による生徒の状況の把握と情報の共有など

ウ 取組の改善

本委員会において、いじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

エ 方針の適宜見直し

学校いじめ防止基本方針を適宜見直し、内容の更新を図る。

② いじめが起きたとき、あるいは、いじめの疑いがある事案が発生したときの、対応のための「いじめ認知時の対応に係る委員会」《隨時開催：生徒指導部》を組織する。

ア 委員

校長、教頭、生徒指導主事、年次主任、学級担任、生徒指導部員、部活動顧問、養護教諭、教育相談担当、その他関係の深い教職員、必要に応じて市教育委員会派遣の外部専門家等

イ 実施する取組

(ア) 調査方法、分担等の決定

- ・目的の明確化
- ・行動の優先順位の決定
- ・関係のある生徒への事実関係の聴取
- ・年度初めのいじめについての指導の実施
- ・緊急アンケートの実施
- ・保護者への連絡（複数の教員で、丁寧に対応する）
- ・市教育委員会への報告
- ・関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等）など

(イ) 指導方針の決定、指導体制の確立

- ・学校、年次、学級への指導・支援
- ・被害者、加害者への指導、支援
- ・観衆、傍観者等への指導、支援
- ・保護者との連携
- ・市教育委員会との連携
- ・関係機関との連携
- ・地域（児童委員、民生委員、県中央福祉相談センター、各地児童相談所等）との連携

(ウ) 対応フローチャート

別紙 資料1

(2) いじめ防止委員会

① 設置目的及び構成

いじめ防止の課題に対して、学校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を發揮して、組織的実効的に取り組むことを目的とする。構成メンバーは管理職、教職員、SCや社会福祉士などのなど心理や福祉の専門家、弁護士、精神科医等の医師、教員・警察官経験者などの地域人材等。

② 組織の役割

ア いじめの予防に関して

- ・学校基本方針に基づく組織や具体的な取組の検証、修正
- ・いじめ相談・通報の窓口

イ いじめ重大事態が発生した場合

- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等にかかる情報の収集と記録、共有
- ・いじめの問題解決に向けた具体的な方策の検討

(3) 校内研修

① いじめに関する全教職員対象の校内研修会を毎年1回以上実施する。

② いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) 計画的な指導

学校組織としてのいじめの問題への取組についての評価を年1回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

(2) いじめの起こらない学校づくり、いじめを生まない人間関係・学校風土づくり

全ての教科・科目の授業、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。

また、いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努める。

① 学級づくり及び学習指導の充実

ア 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。

イ 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人ひとりの実態に配慮した授業」を目指し、一人ひとりが意欲的に取り組む授業づくりに努める。

② 道徳教育の充実

ア 人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、道徳教育を一層充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する。

イ 「新しい波」や「生きるV」等を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるために基盤となる道徳性を育成する。

③ 特別活動の充実

ア 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。

イ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。

ウ 生徒会活動において、地域や県全体の「いじめ見逃しぜロスクール運動」への参加を通して、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、生徒同士で悩みを相談し合うなど、生徒の主体的な活動を推進する。

④ 人権が守られた学校づくりの推進

ア 生徒一人ひとりが、他人の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかりと指導する。

イ 自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員一人ひとりが人権感覚を磨くとともに、「いじめ防止学習プログラム」を活用するなど生徒への指導に細心の注意を払う。

エ いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

⑤ 保護者・地域との連携

ア P T A 総会等において、保護者に「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、地域や県全体の「いじめ見逃しぜロスクール運動」への参加を促し、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。

イ 学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。

ウ 学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

(3) 指導上の留意点

① 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。

② 発達障害を含む障害のある生徒に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。

(4) ネットいじめへの対応

① 携帯電話、スマートフォン等は、授業時間中の使用を禁止する。

② 教科情報、家庭科やL H R 等を活用し、生徒一人ひとりに対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかりと理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。

ア 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しないこと。

イ S N S (ソーシャルネットワーキングサービス) などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。

ウ 有害サイトにアクセスしないこと。

- ③ 警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

3 いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見のための認識

- ① 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ② 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

- ① 生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるように配慮する。
- ② 「年次会」・「夜間部会」に「情報交換会」を設定するなど、必要に応じて気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ③ 生徒との面談や生徒・保護者・学級担任による三者面談等を通じて、教育相談週間を学期に一度設定する。
- ④ 教職員とスクールカウンセラーが情報共有できる体制を整える。
- ⑤ 生徒が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び隨時実施する。
- ⑥ 保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。
- ⑦ 生徒、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。また、いじめに悩んだときの相談方法について、「いじめ防止学習プログラム」を活用し周知する。

4 いじめの早期解決に向けて

(1) 早期解決のための認識

- ① いじめられた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ② いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 早期解決のための対応

いじめ対策委員会（「いじめ認知時の対応に係る委員会」：生徒指導部）が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、市教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

(3) 生徒・保護者への支援

- ① いじめられている生徒の保護者及びいじめている生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ② 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ③ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- ④ いじめを解決する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ⑤ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- ⑥ いじめた生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。

⑦ いじめられた生徒、いじめている生徒の双方にカウンセラー等の活用も含めて、心のケアにあたる。又、見守りと問題の先送りを混同せず、問題の解決に向けて迅速・適切に対応する。

(4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

① いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。

② はやし立てたる行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。

③ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

(5) ネットいじめへの対応

① ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、市教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。

② 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

(7) 解決後の継続的な指導・助言に向けて

① 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。（安易に「いじめは解決した」と判断しないこと、いじめ解消を判断する際の目安となる期間を3ヶ月とする。）

② 双方の生徒及び回りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

(1) 市教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。

(2) 当該いじめの対処については、市教育委員会と連携し、本校のいじめ防止委員会が緊急臨時会議を開いて、情報を迅速に共有し、対応の方針や内容を決定するとともに、保護者と連携を図りながら組織的に対応する。

(3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。

(4) いじめられた生徒や保護者及びいじめた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになつた事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。

(5) 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。

(6) いじめ対策委員会（いじめ未然防止・早期発見対策に係る委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

いじめの情報についての報告・対応の流れ(明鏡高)

